

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術について  
(集計期間、令和7年1月1日～令和7年12月31日)

## 1 区分1に該当する手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	201 件

## 2 区分2に該当する手術

ア	靭帯断裂形成手術等	13 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	5 件
エ	尿道形成手術等	22 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	85 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	20 件

## 3 区分3に該当する手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	5 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	1 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

## 4 区分4に該当する手術

腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	494 件
--------------	-------

## 5 その他に該当する手術

人工関節置換術	87 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	82 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	16 件
経皮的冠動脈形成術	24 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	70 件